

【父または母の障がいの場合】

児童扶養手当は、父または母の障がいの程度が、次の表の項目にあてはまっている場合に支給されます。（児童扶養手当法第4条、児童扶養手当法施行令第1条第2項・別表2）

児童扶養手当法施行令・別表第2

（父または母の障がい）

1 次に掲げる視覚障害

- イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
- ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視野点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

4 両上肢のすべての指を欠くもの

5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

7 両下肢を足関節以上で欠くもの

8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の傷害を有するもの

11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

※ 第11号の厚生労働大臣が定めるもの

当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6ヶ月を経過しているもの「厚生労働省告示第124号」